

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 9月 1日～令和 8年 8月31日までの 5年間

2. 内容

目標 1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、制度の周知や相談体制の整備を図る。

<対策>

●令和 3年10月～ 就業規則の周知及び相談体制の整備

目標 2：男性の子育て目的の休暇の取得促進及び3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限

<対策>

●令和 4年2月～ 就業規則の整備

目標 3：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間 5日以上とする。

<対策>

●令和 3年10月～ 社員の年次休暇取得状況の把握

●令和 4年度～ 各部署において年次休暇の取得計画を策定する。

目標 4：若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供、適正な募集・採用機会を確保する。

<対策>

●令和 3年10月～ 受入体制について検討開始

●令和 4年度～ 関係行政機関、学校との連携  
インターンシップの受け入れ開始

目標 5：社員の福利厚生に向けた地域企業との各種取決めの実現

<対策>

●令和 3年10月～ 社内アンケート等による情報収集

●令和 4年度～ 施策の導入、社内メールなどによる労働者への周知